

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）令和6年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント手続等）

No.	冊子	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方
1	震災対策編	18	第1編 総則 第4章 津市の特性 第1節 自然的条件	18 ページの次に「4. 断層図」を設け、図面と説明を追加してはどうか。	本計画における学術的な解説の記載には限界があることから、現行の記載にとどめることとし、今後、広報、啓発等の機会に、例えば、三重県が国立大学法人名古屋大学との共同研究に基づき作成した、「三重県詳細活断層図」等の参考文献を御紹介する等、必要な情報提供に努めてまいります。
2	震災対策編	127	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第12節 飲料水の確保、調達	127 ページの表中、第1段階の目標水量が1日3リットルは少なすぎるのではないかな。	応急給水の目標は、厚生労働省が策定した「水道の耐震化計画等策定指針」に第1段階が1日3リットルと記載されていることから、現行のとおりとします。ただし、今後はスフィア基準等に基づく指針の示され方に応じて検討してまいります。
3	震災対策編	164	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第24節 災害時における要配慮者への支援	「3. 避難所等での要配慮者対策の推進」の項目はあまりにも雑駁すぎる。施設、物資、外国人、障がい者、孤立人等々、きめ細やかなマニュアルが必要ではないかな。	「3. 避難所等での要配慮者対策の推進」の項目は、避難所において生活する要配慮者のための設備の充実を図る旨を記載しています。 いただいた御意見については、第3編 災害応急対策計画、第1章 災害時応急活動、第6節 避難対策活動、「11. 避難所の管理運営」内に女性をはじめ、障がい者や子ども、高齢者などの多様な視点を取り入れた避難所運営マニュアルを作成する旨を記載していることから、現行のとおりとします。